

## 安心カードの内容確認

安心キットに保管する安心カードは、いつも最新の状態にしておいてください。古い情報のままだと、適切な対応ができない場合がありますので、ご本人またはご家族の方が安心カードの内容を確認するよう努めましょう。

情報の更新し忘れを防ぐため、お住まいの地域の民生委員・町内会長・福祉協力員などがお声がけする場合があります。

医療情報は常に最新に！



## 見守りネットワーク事業との連携

安心キットをご利用になる場合、お住いの地域の方が、ご利用されるみなさまのご自宅に訪問する機会があります。安心キットを配布するとき、定期的に安心カードの更新をお知らせするときなど、こういった訪問を地域の見守りネットワーク事業と連携して行っています。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

## ご利用にあたってのお願い

次の場合は、お住まいの地区社会福祉協議会へご連絡をお願いします。

- (1) 破損・紛失などにより、安心キットの再配布を希望する場合
- (2) 安心キットの使用を終える場合
- (3) 転居する場合

### 【安心キット携帯版をもらった方は】

外出中に緊急事態が起きたときに、救急隊員に迅速に情報の伝達ができます。かばんや財布に入れて持ち歩いてください。情報の記入は、ご本人またはご家族の方が記入してください。利用中や処分される際は個人情報の取り扱いにご注意ください。

ふりがな 氏名	血液型	安心キット携帯版 119 秋田県社会福祉協議会
住所 秋田市		
生年月日	年 月 日	
電話番号	記入年月日 年 月 日	

(表)

緊急連絡先	お名前	市町村名	電話番号	本人との関係
【かかりつけの病院】 Tel:	【服薬内容】 例：血圧の薬	【病院や救急隊に伝えたいことなど】		

(裏)

## お問い合わせ先・連絡先

(運営主体) 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-2 TEL018-862-7445

(運営協力) 秋田市民生児童委員協議会

令和3年4月

秋田市社会福祉協議会

あんしん

# 安心キット (救急医療情報キット)

きゅうきゅういりょうじょうほう

この事業は、みなさまからご協力いただいている社協会費(一世帯 360円)と秋田市からの補助金で行われています。

安心キットは設置を希望するみなさまに無料で配布しています！



## 安心キットとは？

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を専用の容器またはファイルに入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも…」のときに、その情報を救急医療に活かすものです。

① もしも…のとき



② 救急隊員が冷蔵庫から容器またはファイルを取り出す



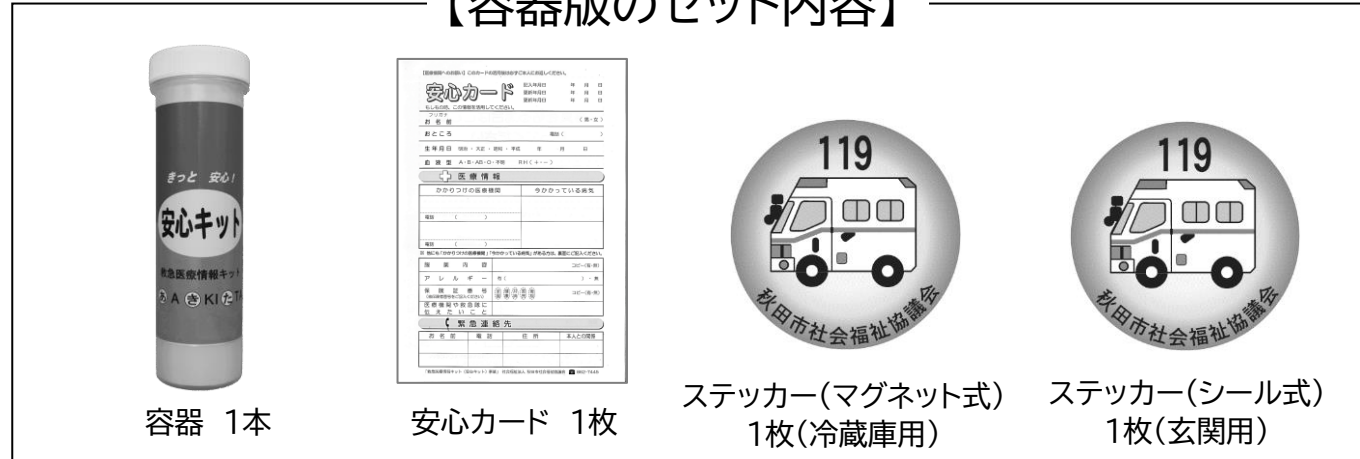
③ 医療情報を確認し、かかりつけ医に連絡。搬送先を決定



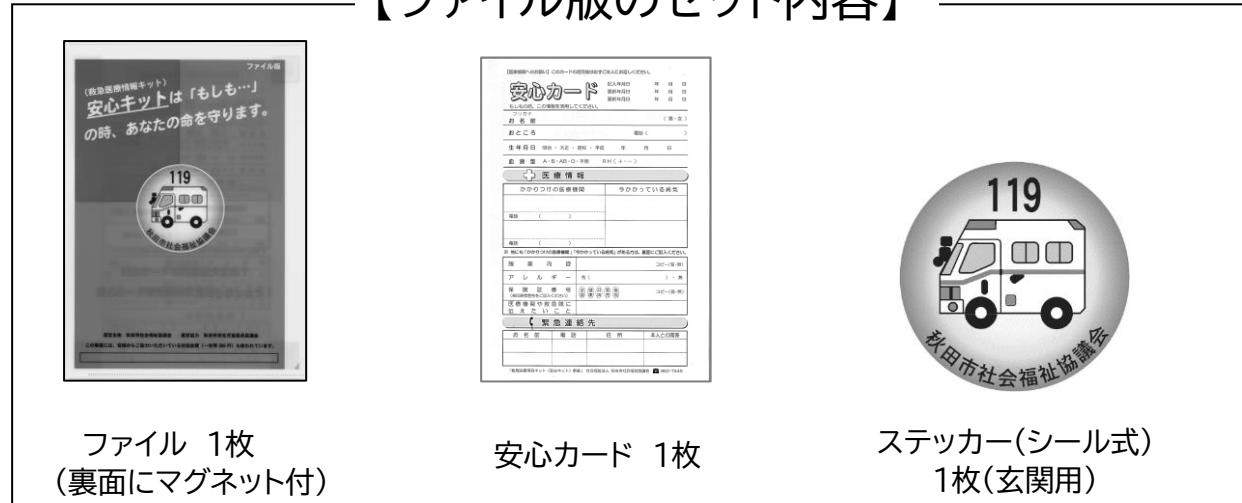
## 安心キットの内容

安心キットを希望する方には、次のものを無料で配布します。配布数は1世帯につき1セットです。ただし、同一世帯にご利用される方が複数いる場合、安心カードだけは必要数分を配布します。

### 【容器版のセット内容】



### 【ファイル版のセット内容】



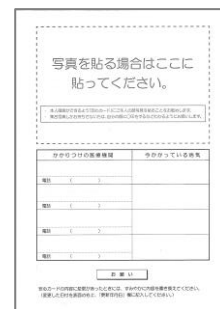
## 容器またはファイルに入れるもの

安心カードに必要事項を記入し、容器またはファイルに入れます。ご利用される方が複数いる場合でも、1つの容器またはファイルで保管します。安心カードは、ご本人またはご家族の方が記入してください。(記入の仕方は、安心カード左側の記入例を参考にしてください)

※同居者が他にいる場合、すばやく本人を確認できるように写真を貼ることが望ましいです。



本人の写真

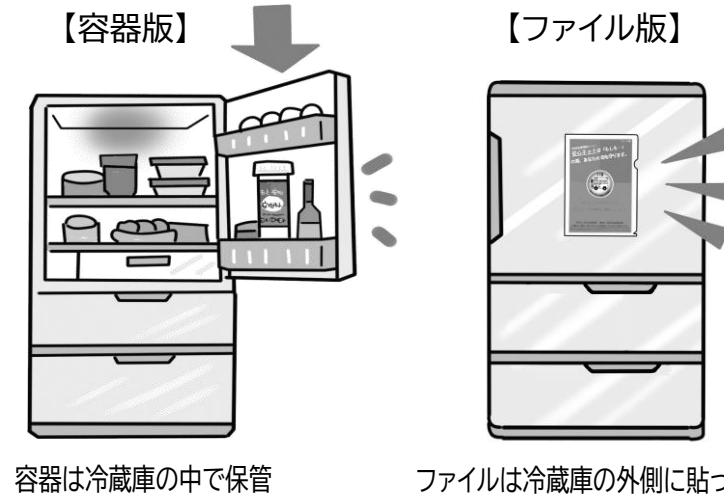


安心カード(裏面)



必要に応じて健康保険証のコピー、薬局でもらえる薬剤情報提供書のコピーなどを入れておくこともできます。

## 安心キットの保管場所



安心キットは、左記のように冷蔵庫のわかりやすい場所に設置してください。  
かけつけた救急隊員がすぐに安心キットを探し出す必要があります。

## ステッカーの貼付



シール式は玄関ドアの内側に

容器版のかたは  
マグネット式を冷蔵庫に

シール式のステッカーは、玄関ドア(内側)に貼ってください。容器版を選択されたかたはマグネット式のステッカーを冷蔵庫の扉(外側)に貼ってください。

救急時に救急隊員がこのステッカーを確認して、安心キットを設置しているかを判断します。

## ご利用にあたっては、次のことをご了承ください

- (1) 玄関ドアの内側にステッカーが貼られている世帯は、ご本人やご家族等の同意を得ることなく、安心キットが活用されます。
- (2) 安心キットは救急隊員が救急活動に必要と判断した場合に活用します。
- (3) 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、安心カードに記載された「かかりつけの病院」に搬送されない場合があります。
- (4) 安心キットには容器版とファイル版の2種類の保管方法がありますが、救急隊員が安心キットを活用する際に混乱することを防ぐため、どちらか1つに限定して設置をしていただきます。
- (5) 安心キットは他の人に譲渡したり、貸し付けたりはしないでください。